明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件（**文部科学**八七）　一

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（**同**八八～一〇二）　四

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**二二～三三）　六

○著作隣接権者不明の実演の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**同**三四～三九）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　四

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定、弁理士登録、地方職員共済組合役員の就任関係　三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五

会社その他

会社決算公告　六